

広島大学法科大学院年次報告書
【平成30年度評価実施】

令和2年6月

広島大学大学院法務研究科法務専攻

【記入要領】

- 各項目において、必要事項を入力してください。
 なお、「本評価からの変更の有無」を確認している項目については、「有(前年度からの変更)」、「有(前年度以前の変更)」、「無」のいずれかを選択してください。
 各選択肢の説明は以下のとおりです。
 「有(前年度からの変更)」: 年次報告書提出年度の入学者に適用されるカリキュラム等に変更がある。
 「有(前年度以前の変更)」: 年次報告書提出年度には変更がなく、前年度以前の変更は既に年次報告書において報告済みである。
 「無」: 本評価実施以降、変更がない。
 - 「有(前年度からの変更)」を選択した場合は、変更前及び変更後の内容がわかる資料を提出ください。
 なお、提出いただく当該年度の学生便覧、当該年度実施の学生募集要項で変更後の内容がわかれば、変更前の資料のみで構いません。
 (資料・データ等の例)
 - 規定
 - ウェブサイトの該当ページ
 - 学生便覧該当箇所
 - 学生募集要項該当箇所
 - 提出資料に関して、ウェブサイト等で掲載されている場合は、URLを該当欄に記入してください。
- ※ 提出資料を別添として提出いただく場合については、変更箇所がわかるよう下線を引くなどしてください。

【記入例】

(3) 法学既修者の認定 (基準 4-3-1)

(3) 法学既修者の認定 (基準 4-3-1)			提出資料(URL等)
法律科目試験の対象分野	本評価時からの変更の有無	有(前年度以前の変更)	
履修免除対象	本評価時からの変更の有無	有(前年度からの変更)	変更前: 【別添1】学生便覧2019年度P● 変更後: 学生便覧2020年度P●
履修免除単位数	本評価時からの変更の有無	有(前年度からの変更)	変更前: 【別添2】●●規則第●条 変更後: ●●規則第●条 (https://・・・)

章ごとの重点基準

- 当該報告書の資料として当該年度の学生便覧、当該年度実施の学生募集要項が掲載されているウェブサイトのURLを以下に提示ください。
 年次報告書提出時点で当該年度実施の学生募集要項が未掲載の場合は、掲載予定月を合わせて記入してください。

学生便覧(履修ガイド等)	https://www.hiroshima-u.ac.jp/lawschool
学生募集要項(入学者選抜要項等)	https://www.hiroshima-u.ac.jp/lawschool

第1章(教育の理念及び目標)関連

(1) 司法試験の合格状況(基準1-1-2)

① 解釈指針1-1-2-2(1)関係

司法試験実施年度	受験者数	合格者数	合格率
令和2年度	※	※	※
令和1年度	39	14	35.89%
平成30年度	48	12	25.00%
平成29年度	50	3	6.00%
平成28年度	74	15	20.27%

- (注) 1. 年次報告書提出時点では、調査実施年度に実施される司法試験の結果が公表されていないため、機構にて法務省発表資料に基づき評価します。
 ※印が記入されている箇所が該当しますので記入しないようにしてください。
2. 「受験者数」、「合格者数」欄には、司法試験が実施された各年度における、解釈指針1-1-2-2(1)の状況について記入してください。
3. 「合格率」欄には、「合格者数」を「受験者数」で割った値(小数点第5位以下切り捨て)が自動表示されます。
 (例:合格者数が13人、受験者数が74人の場合には、 $13 \div 74 = 0.17567 \dots \approx 0.1756$ となり、『17.56%』で表示されます。)

② 解釈指針1-1-2-2(2)関係

修了年度	修了者数	合格者数						合格率
		司法試験実施年度						
		平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和1年度	令和2年度	計	
令和1年度	12					※	※	※
平成30年度	10			4	※	※		
平成29年度	16			2	2	※	※	
平成28年度	12		0	5	3	※	※	
平成27年度	19	6	0	2	2	※	※	

- (注) 1. 年次報告書提出時点では、調査実施年度に実施される司法試験の結果が公表されていないため、機構にて法務省発表資料に基づき評価します。
 ※印が記入されている箇所が該当しますので記入しないようにしてください。
2. 「修了者数」欄には、司法試験を受験しなかった者を含めて、当該年度に修了した者の人数を記入してください。
3. 「合格者数」欄には、各修了年度における修了者のうち、司法試験に合格した者の人数を記入してください。

第2章(教育内容)関連

(1) ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー (基準2-1-1)			提出資料(URL等)
ディプロマ・ポリシー	本評価時からの変更の有無	無	
カリキュラム・ポリシー	本評価時からの変更の有無	無	
(2) 開設する授業科目 (基準2-1-3)			提出資料(URL等)
科目区分等	本評価時からの変更の有無	無	
(3) 段階的履修 (基準2-1-4)			提出資料(URL等)
必修科目、選択必修科目 及び選択科目等の分類 <small>※基礎科目及び応用科目の編成含む</small>	本評価時からの変更の有無	無	
(4) 開設する法律基本科目 (基準2-1-5)			提出資料(URL等)
必修科目又は選択必修科目 の開設状況	本評価時からの変更の有無	無	
(5) 開設する法律実務基礎科目 (基準2-1-6)			提出資料(URL等)
科目区分等	本評価時からの変更の有無	無	
(6) 授業時間等の設定 (基準2-1-9)			提出資料(URL等)
1単位当たりの授業時間	本評価時からの変更の有無	無	
1年間の授業期間 <small>※学期区分の変更等</small>	本評価時からの変更の有無	無	
各授業科目の授業回数 (単位)	本評価時からの変更の有無	無	

第3章(教育方法)関連

(1) 履修科目登録単位数の上限 (基準 3-3-1)

			提出資料(URL等)
履修科目登録単位数の上限	本評価時からの変更の有無	無	

第4章(成績評価及び修了認定)関連

(1) 成績評価 (基準 4-1-1)

			提出資料(URL等)
成績評価基準	本評価時からの変更の有無	無	
期末試験の実施方法	本評価時からの変更の有無	無	
再試験及び追試験制度	本評価時からの変更の有無	無	

(2) 修了要件 (基準 4-2-1)

			提出資料(URL等)
修了要件	本評価時からの変更の有無	無	
入学後の修得単位の取扱い	本評価時からの変更の有無	無	
入学前の修得単位の取扱い	本評価時からの変更の有無	無	
法学既修者認定単位の取扱い	本評価時からの変更の有無	無	
十分な実務経験を有する者の取扱いの取扱い	本評価時からの変更の有無	無	

(3) 法学既修者の認定 (基準 4-3-1)

			提出資料(URL等)
法律科目試験の対象分野	本評価時からの変更の有無	無	
履修免除対象	本評価時からの変更の有無	無	
履修免除単位数	本評価時からの変更の有無	無	

第6章(入学者選抜等)関連

(1) 入学者選抜の実施方法 (基準6-1-4)			提出資料(URL等)
入学者選抜の実施方法、選考上の考慮要素、配点基準等	本評価時からの変更の有無	無	

(2) 入学者選抜の状況 (基準6-2-3)

	種別	入学定員【a】	志願者数	受験者数【b】	合格者数【c】	競争倍率(法学未修者、法学既修者別)	競争倍率	入学者数【d】(法学未修者、法学既修者別)	入学者数【e】(合計)	入学定員超過率
		(人)	(人)	(人)	(人)	[b/c]		(人)	(人)	[e/a]
令和2年度	法学未修者	20	47	42	17	2.47	2.34	10	18	90%
	法学既修者		38	33	15	2.20		8		
令和1年度	法学未修者	20	30	24	12	2.00	2.00	9	18	90%
	法学既修者		30	26	13	2.00		9		
平成30年度	法学未修者	20	14	12	6	2.00	2.00	3	11	55%
	法学既修者		27	24	12	2.00		8		
平成29年度	法学未修者	20	15	15	4	3.75	2.00	1	11	55%
	法学既修者		21	21	14	1.50		10		
平成28年度	法学未修者	20	25	22	9	2.44	2.00	6	13	65%
	法学既修者		21	18	11	1.63		7		

※令和2年度以降入学者は、広島大学大学院人間社会科学研究科実務法学専攻の所属です。

- (注) 1. 「競争倍率」欄には、「受験者数」を「合格者数」で割った値(小数点第3位以下切り捨て)が自動表示されます。
 (例: 受験者数が180人、合格者数が87人の場合には、 $180 \div 87 = 2.068 \dots \div \text{『2.06』}$ で表示されます。)
2. 「入学定員超過率」欄には、「入学者数」を「入学定員」で割った値(小数点第3位以下切り捨て)が自動表示されます。
 (例: 入学者数が72人、入学定員が70人の場合には、 $72 \div 70 = 1.028 \dots \div 1.02$ となり、『102%』で表示されます。)

第8章(教員組織)関連

(1) 教員数(基準8-1-1、8-1-2、8-2-1、8-2-4)

分類			所属	教授	准教授	講師	助教	計	
								うち、法曹としての実務の経験を有する者	
専属専任教員	研究者・専任教員	研・専	法科大学院	12	2	1	0		15
	実務家・専任教員	実・専		1	0	0	0	1	1
	実務家・みなし専任教員	実・み		2	0	0	0	2	2
専任教員	兼務研究者・専任教員	専・他	学士課程	0	0	0	0		0
			修士課程	0	0	0	0		0
			博士前期課程	0	0	0	0		0
			博士後期課程	0	0	0	0		0
			専門職学位課程	0	0	0	0		0
	兼務実務家・専任教員		学士課程	0	0	0	0	0	0
			修士課程	0	0	0	0	0	0
			博士前期課程	0	0	0	0	0	0
兼任教員(学内の他学部等の教員)			兼任						1
兼任教員(他の大学等の教員等)			兼任						18
合計				26	7	4	0	3	37

※専属専任教員については広島大学大学院人間社会科学研究所実務法学専攻の所属です。

- (注) 1. 本文書作成年度の5月1日現在で記入してください。
 2. 「専任教員」欄の「実・み」については実務家みなし専任教員(年間4単位以上の授業を担当し、かつ、法科大学院のカリキュラム編成等の運営に責任を有する者)数、「専・他」については法科大学院の専任ではあるが、他の学部・大学院の専任教員数を記入してください。

(2) 科目別の専任教員数(基準8-2-2)

法律基本科目							法律実務 基礎科目	基礎法学・ 隣接科目	展開・先端 科目
憲法	行政法	民法	商法	民事 訴訟法	刑法	刑事 訴訟法			
2	1	6	2	3	2	2	3	2	4

- (注) 1. 本文書作成年度の5月1日現在で記入してください。
 2. 科目別に延べ人数で記入してください。

第11章(自己点検及び評価等)関連

(1) 自己点検及び評価(基準11-1-1)

(1) 自己点検及び評価(基準11-1-1)			提出資料(URL等)、実施年月
実施体制	本評価時からの変更の有無	無	
評価項目	本評価時からの変更の有無	無	
自己点検及び評価の実施	本評価以降の実施状況	実施済み	令和2年3月 https://www.hiroshima-u.ac.jp/lawschool/disclosure/gaibu

改善すべき点の対応状況

章	改善すべき点	対応状況	備考
2章	<p>必修科目である授業科目「公法総合演習」、「民事法総合演習」及び「刑事法総合演習」についてのみ、同一年度内に同一授業科目の再履修を可能としており、実質的な救済措置となりうる可能性があることから、当該授業科目の開講形態について再検討する必要がある。</p>	<p>(令和元年度) 総合演習科目（公法、民事法及び刑事法）の目的が、「法科大学院修了に必要なミニマムライン」、すなわち複数の争点が錯綜する具体的事例の検討を通じた事例解決能力の修得の確認にあることを確認し、同一科目名であってもタームごとに取り上げる争点及び事例を変更することによって、再度の履修が救済措置とならないことを担保している。 なお総合演習科目の開講形態については、選択必修等の形態も含めて、教育プロセスの見直し・改善の一環として検討していく。</p> <p>(令和2年度) 総合演習科目の開講形態を見直すにあたり、3年次配当の演習科目を通じた学修力の進展度、夏期休業等を挟む学修レベルの向上度や後期での学修の伸長度等に、修了直後の司法試験合格率を加えた学力分析によって、全体の演習系科目の配置等と関連付けて行うこととし、検討継続中である。</p>	
4章	<p>成績評価基準は、シラバスに明示すると定めているにもかかわらず、成績評価の考慮要素及びその割合の記載がシラバス上で不明確な授業科目が散見されるため、成績評価の在り方について、全教員に周知徹底する必要がある。</p>	<p>(令和元年度) シラバス記載の成績評価基準につき、FDにおいて考慮要素およびその割合を明記することを改めて確認するとともに、教務委員会において全ての開講授業科目についてその記載内容をチェックし、十分な明確化がなされていない場合等では修正・改善を指示し、担当教員に指示内容を確認の上、修正等を行わせ、その情報を全教員で共有した。</p> <p>(令和2年度) 上記の取組を今後も継続することとした。</p>	

<p>4章</p>	<p>成績評価に関するデータが教授会の構成員でない兼任教員及び兼任教員に共有されていないため、成績評価に関するデータの共有について検討・改善を図る必要がある。</p>	<p>(令和元年度) 成績評価については、各年度の前期・後期終了時に行われる兼任教員及び兼任教員が出席する拡大FD会議において、成績評価の現状とその改善及び工夫を議論、検討しているが、その前提としてデータの共有を図る方法について検討中である。 (令和2年度) 成績評価に関するデータとして、拡大FDにて提示される全授業科目の成績分布表や平均点の資料をまず共有するとともに、教授会やFDにおいて成績評価に関する議論の概要を作成し、教員会構成員でない兼任教員及び兼任教員にも配布・説明することで、教員全体における成績評価ポリシーをより一貫させる方向で、検討している。なお、拡大FDではオンライン会議も活用して、全教員参加可能できる環境を整えている。</p>	
<p>4章</p>	<p>絶対評価方式をとる可否の判定尺度について、必ずしも教員間で認識が共有されておらず、個々の授業科目における絶対評価の基準を組織全体で共有するなどの措置が講じられていないため、組織全体として検討・改善を図る必要がある。</p>	<p>(令和元年度) 新たに見直した積み上げ方式による学修到達度に照らし、成績評価における絶対評価方式での可否判定ラインについて、各授業科目での具体化及び同一法領域における他の授業科目との調整を行い、各授業科目について可否判定ラインが適切であることをFDにおいて確認し、組織全体として共有している。 (令和2年度) 上記の取組を今後も継続することとした。</p>	

<p>6章</p>	<p>当該法科大学院においては、入学者選抜における法学未修者コースと法学既修者コースとの間で併願することを認められているが、併願者について、法学既修者コースに合格した者は、常に法学未修者コースの合否判定から最終的に除外されていることから、それらの者について法学未修者コース受験者数から除外した場合には、入学者選抜における競争倍率は、5年の評価期間中において、2倍を下回っていると考えられる年度が評価実施年度を含め4回あることから、入学者選抜における選抜機能を十分に働かせるため、併願者の取扱いについて改善を図る必要がある。</p>	<p>(令和元年度) 平成30年度評価報告書における指摘に基づき、文部科学省により明確化された取扱い基準に照らして、併願者の取り扱いにつき、併願者が3年コース・2年コースのいずれでも合格ラインを超えた場合には双方の合格通知を出した上で、所定の時期(入学手続完了時期を予定)までにその選択をさせることとした。 (令和2年度) 上記の取組を今後も継続することとした。</p>	
<p>10章</p>	<p>東千田図書館に備えられている図書及び学習に必要な雑誌について、その一部は版が古く、備えられている数が必ずしも十分でないため、改善措置を講じる必要がある。</p>	<p>(令和元年度) 平成30年度認証評価報告書における指摘に対応して、「学生用図書選定」及び「教員による学生用図書選定」の制度を用いて、債権法及び相続法の改正による新版を購入するほか、需要の多い図書に関しては複本を購入することとし、禁帯出の図書も増やすことにしている。 また、『ジュリスト』、『法学教室』、『判例時報』など法学関連の雑誌(電子版を含む)を図書館、社会科学研究科、法務研究科で継続整備・購入することとした。 (令和2年度) 令和元年度は債権法及び相続法の改正による新版を中心に187冊の図書を購入した。令和2年度も引き続き、上記の対応による改善措置を講じることにより、新版図書の購入と複本整備を図ることとしている。 また、学習に必要な雑誌についても継続整備・購入している。</p>	

- (注) 1. 「改善すべき点」欄は、評価実施時に「改善すべき点」として指摘された事項ごとに欄を区切り、第1章から第11章の順に記入してください。
2. 「対応状況」欄については、評価実施時からの対応状況を古いものから順に記入してください。
3. 未対応の事項については、対応計画等を「備考」欄に記入してください。